

平成30年8月27日

関東甲信越地区

大学（日本語別科を除く。）留学生担当部署 御中

東京入国管理局留学審査部門

「留学」の在留資格認定証明書交付申請における提出書類について（依頼）

平素より出入国管理行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。本年6月15日に閣議決定された「統合イノベーション戦略」を踏まえた安全保障貿易管理のため、大学院に入学される方の在留資格認定証明書交付申請において、下記のとおり資料を追加提出いただきたくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 対象

大学院に入学する者すべての申請（大学院の博士・修士・研究生・聴講生・科目履修生について）

#### 2 提出資料

##### (1) 研究室名・指導教授名が明記されたリスト

学部・学科名・研究室名・指導教授名が明記されていれば様式の形態は問いません。

##### (2) 事前確認シート（別添参照）

上記(1)のうち、審査上必要な場合には個別に追加提出を依頼します。依頼がない場合は提出不要です。

#### 3 提出方法

上記2(1)のリストについては、大学院への入学を目的とする在留資格「留学」の在留資格認定証明書交付申請時に申請書とともに提出してください。複数の案件を申請する場合は、最初の案件に添付していただいても構いません。

上記2(2)については郵送、東京入国管理局留学審査部門A6窓口に直接提出、いずれの方式でも結構です。

#### 3 注意事項

学部生については提出は不要です。大学院にかかる申請の場合のみご提出ください。

## 外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート

申請年月日： 年 月 日  
 申請者：氏名 所属・職名  
 連絡先：Tel E-mail

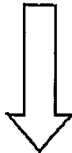
※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。  
 ※本シートは、外国人受入れの〇日前までに【各大学の手続に沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

### 1. 受入予定者

受入カテゴリ <small>(該当欄にチェック)</small>	<input type="checkbox"/> 留学生〔 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 聴講生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 研究者・教員〔 <input type="checkbox"/> 雇用関係あり（職名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
氏名	
出身国（国籍）	
出身組織	
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。



◆受入予定者を、学部や講義のみの課程、人文・社会科学系の課程で受け入れる場合には、これ以下の欄の記入は不要です。記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

※ただし、研究室において学部生等に公知ではない研究を手伝わせる場合や、考古学等で地中探査を行うための合成開口ローダーを外国に持ち出す場合等、許可が必要となるケースがあり得ることに引き続き注意してください。

### 2. 受入予定研究室・提供予定技術等

研究科・学科・研究室	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用した分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織(留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。)が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/1em05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

4. 外為法の例外規定(公知・基礎科学)の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は閲覧可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合(意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの(例えば、未発表の研究データや草稿など)を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。)には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品(例えば実験装置や観測装置)の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に相談してください。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定(公知・基礎科学)の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出し、チェックを受けてください。〇〇担当からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」(「公知・基礎科学」に該当する)とした場合であっても、特に3. のチェック欄に「はい」がある(懸念情報がある)場合には、〇〇担当における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」(各大学・研究機関において精査したもの)に該当するものがない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の悪念情報」のいずれかが「はい」でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

- ◆両方も「はい」の場合、記入済みの本シートを〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。  
 (〇〇担当でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。〇〇担当で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)	
<input type="checkbox"/> 受入可	<input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する		

※上記は、一つの参考例を示したものであり、実際の活用に当たっては、各大学・研究機関に変わられるものである。

【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧

系	分野	分科	細目名
総合系	情報学	計算基盤	計算機システム
			ソフトウェア
			情報ネットワーク
			高性能計算
環境学	環境解析学	放射線・化学物質影響科学	
		情報セキュリティ	
複合領域	地理学	地理学	
理工系	総合理工	ナノ・マイクロ科学	ナノ構造化学
			ナノ構造物理
			ナノ材料化学
			ナノ材料工学
			ナノバイオサイエンス
			ナノマイクロシステム
			応用物理学
	数物系科学	物理学	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理
			物性Ⅱ
			原子・分子・量子エレクトロニクス
	化学	基礎化学	物理化学
			有機化学
			無機化学
			機能物性化学
		複合化学	合成化学
高分子化学			
分析化学			
生体関連化学			
グリーン・環境化学			
エネルギー関連化学			

系	分野	分科	細目名	
理工系	化学	材料化学	有機・ハイブリッド材料	
			高分子・繊維材料	
			無機工業材料	
			デバイス関連化学	
	工学	機械工学	機械材料・材料力学	
			流体力学	
			機械力学・制御	
			機械システム	
			電気電子工学	電力工学・電力変換・電気機器
				電子・電気材料工学
		電子デバイス・電子機器		
		通信・ネットワーク工学		
		計測工学		
		制御・システム工学		
		材料工学	材料加工	
			総合工学	航空宇宙工学
	船舶海洋工学	核融合学		
		原子力学		
		生物学	生物科学	分子生物学
				構造生物化学
機能生物化学				
生物物理学				
細胞生物学				
発生生物学				
医歯薬学	基礎医学	環境生理学		
		ウイルス学		
		免疫学		

※上記表における研究分野の分類は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を、平成29年度科学研究費助成事業の「系・分野・分科・細目表」を参照し便宜的に作成したものであり、大学・研究機関において、それぞれ最も利用しやすい分類で作成いただくことが可能です。

※上記表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したものです。この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。この表を参考としつつ、各大学・研究機関が取り扱う研究内容に応じて精査した一覧を用いることで、該当しない研究分野については審査方法を変えるといった濃淡管理に活用できます。

※本表は、今後も随時の見直しを行なっていく予定です。